

議案第 67 号 青森市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

1 制定理由

行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的に、市の条例、規則等に基づく手続について情報通信技術を利用する方法（オンライン）により行うことを可能とするため、制定しようとするものである。

2 制定内容

(1) 目的（第 1 条）

条例の目的

(2) 電子情報処理組織による申請等、処分通知等（第 3 条・第 4 条）

他の条例等において書面等により行うこととされている申請、届出、処分通知等について、オンラインにより行うことができる

※電子情報処理組織とは、市の機関等が使用する電子計算機（コンピュータ等）と申請者等が使用する電子計算機とを電気通信回線（インターネット等）で接続したもの

(3) 電磁的記録による縦覧等、作成等（第 5 条・第 6 条）

他の条例等において書面等により行うこととされている縦覧、閲覧、書類の作成等について、コンピュータ等を利用し、電磁的記録により行うことができる

(4) 適用除外（第 7 条）

対面による確認が必要なものなど、オンライン化が適当でない手続等のほか、他の条例等において既にオンライン申請等が規定されている手続等について、第 3 条から第 6 条までの規定を適用しない

(5) 添付書面等の省略（第 8 条）

他の条例等において添付を要する書面等について、電子情報処理組織を使用して確認すべき事項に係る情報を入手することができる場合には、当該書面等の添付を要しない

(6) その他

上記（1）から（5）のほか、第 2 条では用語の定義、第 9 条では条例の規定によるオンラインで行うことができる行政手続の状況に係る公表、第 10 条では条例施行に関し必要な事項を規則で定めることを規定

3 施行期日

公布の日から施行

逐条解説

(目的)

第一条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的について規定しています。

【解説】

法律、政令等に基づく手続については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「法」という。）において、情報通信技術を利用する方法（以下「オンライン」という。）により行うために必要な事項を規定していますが、市の条例、規則等に基づく手続については適用外となっています。

本条例は、法第十六条第一項「地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続について、手続等に準じて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」との規定を踏まえ、市の条例、規則等に基づく手続についても従来の書面等によることに加え、オンラインにより行うことができるようにすることで、手続関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的に制定しようとするものです。

なお、本条例の規定は、他の条例等の規定にかかわらず申請等手続のオンライン化を可能とするものであり、申請等手続をオンラインで行うことを義務付けるものではありません。

<参考条文>

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第十七条及び官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術（デジタル社会形成基本法第二条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続におけ

る情報通信技術の活用の促進に関する施策、国の公的基礎情報データベース（デジタル社会形成基本法第三十一条に規定する公的基礎情報データベースをいう。第四章において同じ。）の整備及び改善の推進に関する施策並びに情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例等 市の条例及び規則（市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関が定める規則（議長の定める規程、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程を含む。）をいう。以下同じ。）並びに青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年青森県条例第五十四号）により市が処理することとされた事務について規定する青森県の条例及び青森県の執行機関の規則をいう。
- 二 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - イ 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関
 - ロ イに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの
- ハ 市が設置する公の施設（地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）を管理する指定管理者（同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）
- 三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 六 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- 七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- 八 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- 九 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- 十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

【趣旨】

本条は、本条例において用いる用語の定義について規定しています。

【解説】

(1) 第1号関係

「条例等」については、市の条例や市の規則（委員会の規程、議会の規程及び企業管理規程を含む）、市が権限移譲を受けている県の条例や県の執行機関の規則と定義しています。

(2) 第2号関係

「市の機関等」については、市の執行機関、議会、公営企業及び指定管理者と定義しています。

(3) 第3号関係

本号で規定しているもののほか、「〇〇証」「〇〇状」「〇〇手帳」なども「書面等」に該当します。

(4) 第5号関係

電磁的記録とは、CDやDVDなどの媒体に記録された電子的記録や、ハードディスクやフロッピーディスクなどの媒体に記録された磁氣的記録などの総称をいいます。

(5) 第6号関係

○申請

法令に基づき、市に対して許認可等を求める行為であり、当該行為に対して市の機関等が諾否の応答をすべきこととされているものをいいます。

○届出

市の機関等に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であり、法令により直接に当該通知が義務付けられているものをいいます。

(6) 第8号関係

○縦覧

選挙人名簿などのように、誰にでも見せる定めがあるものを見ることをいいます。

○閲覧

戸籍簿などのように、通常申し出を待って利害関係人又は請求人が調べることをいいます。

(7) その他

その他の各用語については、法第3条（定義）の規定を参照し定義しています。

<参考条文>

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 (略)
- 二 行政機関等 (略)
- 三 国の行政機関等 (略)
- 四 民間事業者 (略)
- 五 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 六 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 七 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 八 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知(訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続(以下この条及び第十七条第一項において「裁判手続等」という。)において行われるものを除く。)をいう。この場合において、経由機関(法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。)があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。
- 九 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知(不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。)をいう。この場合において、経由機関(法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。)があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う行政機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。
- 十 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること(裁判手続等において行うものを除く。)をいう。
- 十一 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること(裁判手続等において行うものを除く。)をいう。
- 十二 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第八条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

【趣旨】

本条は、他の条例等により書面等で行うことが規定されている申請等については、当該他の

条例等の規定にかかわらず、オンラインによる申請等(使用料又は手数料の納付を含む)を行うことができることを規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

条例等により書面で行うこととされている申請等を、他の条例等を改正せずに当該申請等をオンラインでできる旨を規定しています。

本条の直接適用となるのは、申請等のうち「条例等の規定により書面等により行うこととしているもの」であり、条例等で申請等の方法について何の規定もないような申請等については、本条例の適用はありません。

(2) 第2項関係

オンラインで行われた申請等が、条例等においてどのような扱いになるかを明確にするためのいわゆる「みなし規定」です。

(3) 第3項関係

「市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」とは、具体的には、申請等を受け付けるシステムの受付サーバーに備えられたファイルへの記録が完了したときをいいます。

(4) 第4項関係

書面による手続を前提とした他の条例等において「署名」や「押印」が義務付けられている場合でも、オンライン申請においては、マイナンバーカードによる公的個人認証などの電磁的措置をもって署名等に代替できることを規定しています。

(5) 第5項関係

オンラインによる申請等が行われた際、その申請に係る使用料や手数料の納付について、窓口での現金納付だけでなく、クレジットカードや電子マネーなどのオンライン決済を可能にするための規定です。

(6) 第6項関係

手続き全体を完全にオンライン化することが難しい場合に、申請書のデータ送信などのオンラインで対応可能な部分と、書面や対面などで行う部分を切り分けて適用することができることについて規定しています。

<参考条文>

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
(電子情報処理組織による申請等)

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出

力装置を含む。第二十三条第一項を除き、以下同じ。)とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

【趣旨】

本条は、他の条例等により書面等で行うことが規定されている処分通知等については、当該他の条例等の規定にかかわらず、オンラインによる処分通知等を行うことができることを規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

他の条例等で「書面」で行うことが規定されている処分通知等について、オンラインで行うことを可能にする規定です。ただし、行政からの通知には不利益処分（許可の取消し等）や重要な権利義務に関わるものが含まれるため、相手方がオンラインで受け取ること

に「同意」した場合にのみ適用されるという制限が設けられています。

(2) 第2項関係

オンラインで行われた処分通知等が、条例等においてどのような扱いになるかを明確にするためのいわゆる「みなし規定」です。

(3) 第3項関係

オンライン通知における到達時期（効力発生時期）を規定しています。

「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」とは、相手方（市民等）がシステムのファイルにアクセスし、ダウンロードにより処分通知等を取得した時をいいます。

(4) 第4項関係

書面による処分通知等において、「職印（公印）」の押印や「署名」が義務付けられている場合に、オンラインではそれを電子的な手段で代替できることを規定しています。

(5) 第5項関係

処分通知等の手続においても、完全にオンラインで完結させることが難しい場合に、オンラインと書面・対面などを組み合わせての交付について規定しています。

<参考条文>

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、他の条例等により書面等で行うことが規定されている縦覧等については、当該他の条例等の規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができることを規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

条例等の中には、市民等から届出された書面等を公衆の縦覧に供するなどの縦覧・閲覧に関する手続も存在しています。

本項では、申請等や処分通知等のオンライン化等と同様に、条例等で書面等で行うこととしている市の機関等が作成した登録簿等の縦覧あるいは閲覧についても規則で定める方法により電子化をすることが可能であると規定しています。

「電磁的記録に記録されている事項」とは、具体的には、次の方法などが考えられます。

- インターネット等を利用して市民の自宅や企業の事務所等のパーソナル・コンピュータ等の画面に、縦覧等に供する事項を表示して行う方法
- 市の機関等の事務所に置かれている縦覧等の専用端末機器の画面に縦覧等に供する事項を表示して行う方法

(2) 第2項関係

前項の規定に基づき縦覧等を行った場合、条例等においてどのような扱いになるかを明確にするためのいわゆる「みなし規定」です。

<参考条文>

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

(電磁的記録による縦覧等)

第八条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧

等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

【趣旨】

本条は、他の条例等により書面等で行うことが規定されている作成等については、当該他の条例等の規定にかかわらず、電磁的記録により行うことができることを規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

本項は、条例等において、書面等により作成、保存することとしている台帳や登録簿等について、他の条例等を改正せずに規則で定める方法により、コンピュータ等の利用による当該書面等に係る電磁的記録の作成、保存をもって代えることができることを規定しています。

(2) 第2項関係

前項の規定に基づいて電子データで作成・保存された記録が、条例等においてどのような扱いになるかを明確にするためのいわゆる「みなし規定」です。

(3) 第3項関係

他の条例等の規定において署名等を義務づけているものについて、電子署名等で代替できることを規定しています。

<参考条文>

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

(電磁的記録による作成等)

第九条 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該作成等に関する法令の規定を適

用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第七条 次に掲げる手続等については、第三条から前条までの規定は、適用しない。

- 一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの。
- 二 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

【趣旨】

本条は、申請事項に虚偽がないことを対面により確認する必要がある場合や、許可証等の書面を事業所に備え付ける必要があるなどのオンライン化が適当でない手続等のほか、既に他の条例等によりオンラインによる申請等が規定されている手続等については、第3条から第6条までの規定の適用を除外することを規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

手続の性質上、どうしても対面での厳格な確認が必要なものや、紙の書面であること自体に意味があるものを、オンライン化の対象から外すことを規定しています。

「その他の事由」には、システムの処理を待つ猶予がない著しい緊急性を有する手続などが該当します。

(2) 第2項関係

他の条例等において、すでに独自のオンライン化のルールが定められている手続について、本条例とルールが重複・競合することを避ける（法の一般法と特別法の間を整理する）ことを規定しています。

<参考条文>

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
(適用除外)

第十条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

- 一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるもの この節の規定
- 二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の法令の規定において電

子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第六条第一項又は第七条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）第六条及び第七条の規定

三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の法令の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）第八条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第八条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

【趣旨】

本条は、他の条例等により申請等に際し住民票の写しなどの書面等を添付することが規定されているものについては、市の機関等が添付書面等の情報を入手し又は参照することができる場合には、当該他の条例等の規定にかかわらず、添付を要しないものとするが規定されています。

【解説】

(1) 「住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等」

添付を省略できる具体的な書類の例示であり、他にも「納税証明書」や「所得証明書」などが想定されます。

(2) 「市の機関等が(中略)直接に、又は電子情報処理組織を使用して…情報を入手し、又は参照することができる場合」

行政機関が裏付けデータを確認する2つのルートを示しています。

○庁内連携

例えば、市の所管課が、同じ市の市民課が管理する住民基本台帳システムを直接照会して居住確認を行う場合などです。

○電子情報処理組織を使用した外部連携

マイナンバー法に基づく情報提供ネットワークシステムを利用して他機関から所得情報を取得したり、法務省の登記情報連携システムを利用して法人の登記情報を参照したりする場合などです。

(3) 「個人番号カードの利用その他の措置であつて(中略)規則で定めるものにより」

行政機関が勝手に個人の情報を覗き見るのではなく、「申請者がマイナンバーカードで認証し、情報照会に同意した」というプロセス(またはそれに準ずる措置)を要件としています。これにより、個人情報保護の観点における正当性を担保します。

(4) 「添付することを要しない」

「添付を省略することができる」という行政側の裁量ではなく、「添付することを要し

ない」と言い切ることで、要件を満たせば法的に添付義務が解除されることを明確にしています。

<参考条文>

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

第三節 添付書面等の省略

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第九条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

【趣旨】

本条は、オンラインによる申請等に関する状況について公表することを規定しています。

【解説】

本条は、本条例の規定に基づいて「どの手続きがオンラインで利用可能になったか」「どの程度デジタル化が進んでいるか」といった運用・進捗状況を、市長が市民に向けて積極的に公表する責務を定めたものです。市民の知る権利に応えるとともに、サービスの認知度を高めて実際の利用促進を図ることを目的としています。

<参考条文>

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第二十五条 国の行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該国の行政機関等に係る申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、規則への委任事項について規定しています。

【解説】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項について、規則に委任することを規定しています。

<参考条文>

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(青森市行政手続条例の一部改正)

2 青森市行政手続条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

【趣旨】

本附則は、条例の施行期日及び行政手続条例の一部を改正することについて規定しています。

【解説】

(1) 第1項関係

本項は、公布の日から施行することを規定しています。

(2) 第2項関係

青森市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定に伴い、市への申請・届出その他の手続等について、オンラインにより行うことができるようになることから、行政手続条例における関連部分（第8条及び第33条）について改正するものです。

オンラインで行われた申請等については、条例第3条第2項及び第4条第2項などの規定により、書面等により行われたとみなすこととなりますが、行政手続条例第8条及び第33条などの「電子的に申請された申請書や、電子的に行われた処分通知書」等の「電子的な手続による申請書及び処分通知そのもの」については、「みなし規定」が適用されないため、附則により同条例を改正するものです。